

令和 6 年 3 月 26 日
第245回都市計画審議会

補助第 76 号線の都市計画変更素案について

1 概要

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 76 号線は、文京区音羽一丁目から豊島区目白一丁目、新宿区下落合三丁目を經由し、練馬区関町北四丁目（西東京市境）に至る延長約 15,240m の道路である。

東京都は、このうち新宿区および中野区において、隅切り部のみが未完成となっている箇所について、隅切り部を現道に合わせるなどの計画変更を行うこととした。

また、本都市計画道路の存する文京区、豊島区、新宿区、中野区、杉並区、練馬区の全線にわたり車線数を 2 車線および 4 車線に定める。

2 都市計画変更の内容

(1) 隅切り部の変更予定箇所

ア 新宿区西落合一丁目、西落合二丁目および西落合三丁目各地内

イ 中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、沼袋二丁目および江古田四丁目各地内

(2) 延長の変更

15,240m → 15,290m

(3) 車線数の決定（全線）

2 車線および 4 車線（練馬区内は 2 車線）

3 これまでの経過および今後の予定

令和 6 年 3 月 11 日 都市計画変更素案のオープンハウスの開催（東京都）

3 月 26 日 練馬区都市計画審議会へ変更素案を報告

4 月以降 東京都から意見照会

都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）

練馬区都市計画審議会へ諮問

東京都へ意見回答

東京都都市計画審議会へ付議（東京都）

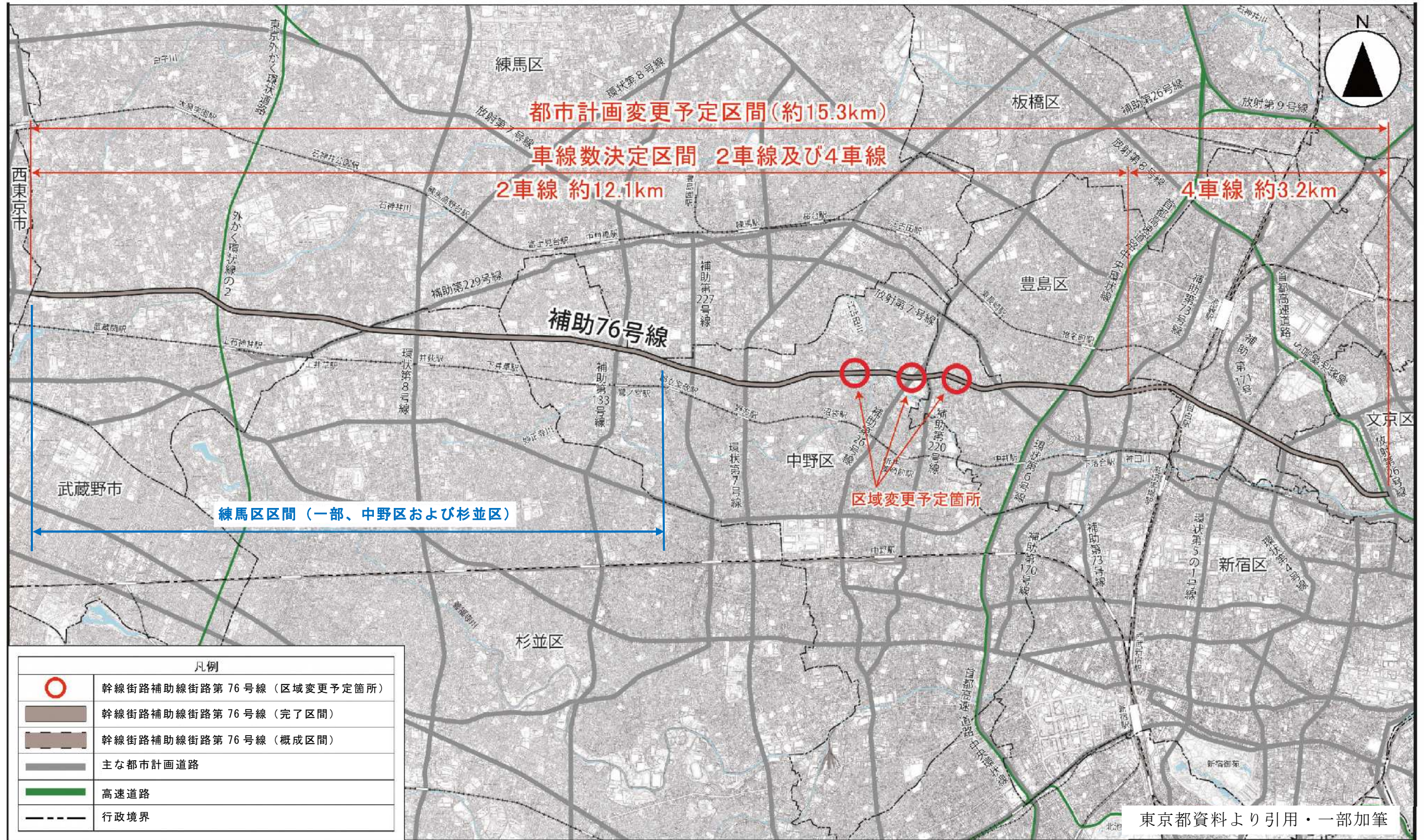
都市計画変更・告示（東京都）

4 添付資料

位置図（参考資料）

P 3

位置図



この地図は、国土地理院長の認証(平成24年関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第489号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)4都市基街都第130号、令和4年7月11日
この図面は、平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。